

別記1

事業名	内容	補助対象者	補助対象経費	補助基準額	その他の事項
病床機能 転換推進 事業	地域医療構想で掲げる病床の機能分化・連携の推進のうち、圏域で不足していると推計されている回復期病床及び高度急性期病床に転換するための病床整備への支援	医療法(昭和23年法律第205号)に基づく県内の病院及び有床診療所(兵庫県地域医療構想の必要病床数の推計において、令和7年(2025年)に過剰とされる医療機能に属する病床が二次保健医療圏に所在するものに限る。)の開設者であって、別記3に掲げる病床機能転換に資する事業を実施する者	病床機能の転換に係る病棟整備に要する工事費又は工事請負費、医療機器購入費(新增改築については除却費用も補助対象に含む。) ※病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、付属設備等) ただし、次に掲げる費用を除く。 (1)土地の取得又は整地に要する費用 (2)門、柵、塀及び通路敷設に要する費用 (3)設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4)既存建物の買収に要する費用 (5)その他整備費として適当と認められない費用	【建物整備】 機能転換の対象となる法人等(医療機関)における病床数について、転換(整備前の急性期病床又は慢性期病床を減じ、それを同数又は下回る数の回復期機能及び高度急性期機能病床に機能変更)後の病床数に次に掲げる1床あたりの単価を乗じて得た額とする。なお、複数年にわたり行われる事業の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」の範囲内で知事が必要と認めた額とする。 1 新增改築 従前の建物を取り壊して、あらためて建築する場合、又は病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しする場合、及び従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ぶ内部改修を行う場合等 転換する病床1床あたり9,000千円 2 改修 従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ばない内部改修を行う場合等 転換する病床1床あたり4,616千円 3 改装(回復期機能病床への転換する場合のみ) 既存の病院等(病棟)の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装によって病床の機能転換を行う場合 転換する病床1床あたり200千円 ※1医療機関あたりの補助対象病床数は50床以内 【医療機器整備】 4 医療機器 (1)回復期病床への転換 回復期リハビリテーションの実施に必要な医療機器及び器具 1医療機関あたり 10,800千円 (2)高度急性期病床への転換 高度急性期病床の整備に常時備えておくことが必要な器具、及び高度専門医療の提供に必要な医療機器 1医療機関あたり 22,000千円 ※備品及び医療機器については1品当たりの単価が100千円以上のものであって、転換後の施設において使用するものに限る。 【その他留意事項】 ・3「改装」は、1「新增改築」、2「改修」と併用することはできない。 ・4「医療機器」は、上記の1「新增改築」、2「改修」、3「改装」を伴わないが、病床機能転換し、その病床機能に即した医療機器の整備事業であれば、単独での実施も可能 ・上記の規定にかかわらず、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金等国の補助対象事業となる救命救急センター、小児・周産期医療施設等の施設・設備、医療機器の整備事業は、補助対象から除く	1 補助事業者が、補助金申請しようとする整備計画は予め整備する施設が所在する二次保健医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。 2 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。 3 本事業に関する証拠書類は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(例:鉄筋コンクリート造の病院は39年)を経過するまで、保管しておかなければならない。 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、3の規定で定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、又は取壊を行ってはならない。また、本事業により整備する施設設備及び機器は、3の規定の期間内は、地域医療介護総合確保基金を活用した整備等を実施することができない。 5 その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12付け医政発0912第5号)の各事項を遵守すること。 6 事業の実施に際し、原則として一般競争入札によるものとする。なお、入札を行う場合は、医療機関が所在する市町又は県の入札基準に準ずるものとする。

事業名	内容	補助対象者	補助対象経費	補助基準額	その他の事項
医療機関再編統合等支援事業	地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携の推進に資する複数医療機関の統廃合や同一の病床機能の集約化等に係る病床整備について支援	医療法（昭和23年法律第205号）に基づく県内の病院及び有床診療所の開設者（医療機関の統廃合又は病床機能の集約化前の許可病床のうち休棟中を除いた病床数に対して、総病床数の減少を伴う整備を行う者に限る）	医療機関の統廃合や同一病床機能の集約化に係る病床整備に要する工事費又は工事請負費。また、医療機関の統廃合に伴い、病床機能の転換が生じる場合は、医療機器購入費（既存建物の除却費用も含む） ※病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、付属設備等） ただし、次に掲げる費用を除く。 （1）土地の取得又は整地に要する費用 （2）門、柵、塀及び通路敷設に要する費用 （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用 （4）既存建物の買収に要する費用 （5）その他整備費として適当と認められない費用	【建物整備】 医療機関の統廃合や同一病床機能の集約化等に伴い新たに整備する病棟の病床数に、次に掲げる1床あたりの単価を乗じて得た額とする。なお、複数年にわたり行われる事業の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」の範囲内で知事が必要と認めた額とする。 1 新增改築 新たに建築する場合、又は病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建増しする場合、及び従前の建物の躯体（建築物の構造体となるもの）工事に及び内部改修を行う場合等 整備する病床1床あたり9,000千円 2 改修 従前の建物の躯体（建築物の構造体となるもの）工事に及ばない内部改修を行う場合等 整備する病床1床あたり4,616千円 3 改装 既存の病院等（病棟）の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装による整備を行う場合 整備する病床1床あたり200千円 【医療機器整備】 統廃合等に伴い、病床機能の転換が生じる場合 （1）回復期病床への転換 1 医療機関あたり 10,800千円 ※回復期リハビリテーションの実施に必要な医療機器及び器具 （2）高度急性期病床への転換 1 医療機関あたり 22,000千円 ※高度急性期病床の体制実施に常時備えておくことが必要な器具、及び高度専門医療の提供に必要な医療機器 【その他留意事項】 上記の規定にかかわらず、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金等国の補助対象事業となる救命救急センター、小児・周産期医療施設等の施設・設備、医療機器の整備事業は、補助対象から除く	1 補助事業者が、補助金申請しようとする整備計画は予め整備する施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。 2 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。 3 本事業に関する証拠書類は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（例：鉄筋コンクリート造の病院は39年）を経過するまで、保管しておかなければならない。 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、3の規定で定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、又は取壊を行ってはならない。また、本事業により整備する施設設備及び機器は、3の規定の期間内は、地域医療介護総合確保基金を活用した整備等を実施することができない。 5 その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号）の各事項を遵守すること。 6 事業の実施に際し、原則として一般競争入札によるものとする。なお、入札を行う場合は、医療機関が所在する市町又は県の入札基準に準ずるものとする。
病床規模適正化整備支援事業	地域医療構想で掲げる病床の機能分化・連携の推進のうち、圏域において過剰であると推計されている急性期病床又は慢性期病床を含み、一般病床又は療養病床を削減するための取組への支援	医療法（昭和23年法律第205号）に基づく県内の病院及び有床診療所の開設者（過剰病床機能（急性期・慢性期）を含む許可病床のうち休棟中を除いた病床数10%以上削減する取組を行う者に限る。ただし地域で不足する診療機能の病床の削減は認めない） ※病床削減後も存続する病院等に限る	病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却等）に係る損失であって、財務諸表上の特別損失に計上され、かつ、次に掲げる要件を満たすもの （1）兵庫県地域医療構想の公示の日前に取得した施設、又は設備の処分に係るものであること。 （2）「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」又は「固定資産売却損」のいずれかの勘定科目に該当するものであること。 （3）関係事業者（医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と医療法施行規則第32条の6第1項第1号で定める特殊の関係がある者をいう。）への売却については、複数の不動産鑑定士又は専門事業者の鑑定によって大幅な乖離がないと認められる場合（売却後において購入者が使用しない場合及び売却者が継続使用する場合を除く。）に限る	【建物や不要となる医療機器の処分】 削減する病床1床あたり893千円	1 補助事業者が、補助金申請しようとする事業計画については、予め施設が所在する二次保健医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。 2 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。 3 その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号）の各事項を遵守すること。 4 事業の実施に際し、原則として一般競争入札によるものとする。なお、入札を行う場合は、医療機関が所在する市町又は県の入札基準に準ずるものとする。

別記2

事業名	第3条 (添付書類)	第4条第2項 (交付決定に付する条件)	第7条第1項 (軽微な経費区分の変更)	第7条第1項 (軽微な事業内容の変更)	第7条第1項 (添付書類)	第11条 (添付書類)
病床機能転換推進事業	事業計画書(様式1-1) 同整備費内訳(様式1-2) 補助金所要額調(様式2) 地域医療構想調整会議の協議結果等 地域における合意を証する書類 ※補助金交付申請書 別記省略	病床機能転換(整備)後の病床機能を10年間維持すること。(なお、維持ができない場合は、その理由を圏域地域医療構想調整会議へ報告することとし、やむを得ないと認められない場合は、交付した補助金の返還を求めることができる。)また、上記を確認するため、補助金交付後、毎年7月1日時点の補助対象病床の運用状況を知事に報告すること。(詳細別途通知する)	転換する病床数の変更を伴わないもの	【建物整備】 機能転換の対象となる1施設(医療機関)における病床数について、転換(整備前の急性期病床又は慢性期病床を減じ、それを同数又は下回る数の回復期機能及び高度急性期機能病床に機能変更)後の病床数に次に掲げる1床あたりの単価を乗じて得た額とする。なお、複数年にわたり行われる事業の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」の範囲内で知事が必要と認めた額とする。 1 新增改築 従前の建物を取り壊して、あらためて建築する場合、又は病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しする場合、及び従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ぶ内部改修を行う場合等 整備する病床1床あたり9,000千円 2 改修 従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ばない内部改修を行う場合等 整備する病床1床あたり4,616千円 3 改装 既存の病院等(病棟)の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装による整備を行う場合 整備する病床1床あたり200千円 【医療機器整備】 病床機能に資する医療機器等設備の整備を行う場合 (1)回復期病床への転換 1医療機関あたり 10,800千円 ※回復期リハビリテーションの実施に必要な医療機器及び器具 (2)高度急性期病床への転換 1医療機関あたり 22,000千円 ※高度急性期病床の整備に常時備えておくことが必要な器具、及び高度専門医療の提供に必要な医療機器 【その他留意事項】 ・上記の規定にかかわらず、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金等国の補助対象事業となる救命救急センター、小児・周産期医療施設等の施設・設備、医療機器の整備事業は、補助対象から除く	事業変更計画書(様式3-1) 同整備費内訳(様式3-2) 変更補助金所要額調(様式4)	事業実績報告書(様式5-1) 同整備費内訳(様式5-2) 補助金精算額調(様式6) 補助事業完成後の建物及び設置後の医療機器等の写真 補助事業完成後の建物の平面図 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し(確認検査の申請を必要としない場合は除く) 工事請負費を支払ったことを証する書類 医療機器等の納品書・領収書の写し 病床機能を転換した又はすることを証する書類 ※補助事業実績報告書 別記省略

医療機
関再編
統合等
支援事
業

事業計画書(様式1-1) 同整備費内訳(様式1-2) 補助金所要額調(様式2) 地域医療構想調整会議の協議結果等 地域における合意を証する書類 ※補助金交付申請書 別記省略			整備する病床数の変更を伴わないもの	【建物整備】 医療機関の統廃合や同一病床機能の集約化等に伴い新たに整備する病棟の病床数に、次に掲げる1床あたりの単価を乗じて得た額とする。なお、複数年にわたり行われる事業の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」の範囲内で知事が必要と認めた額とする。 1 新增改築 新たに建築する場合、又は病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建増しする場合、及び従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ぶ内部改修を行う場合等 整備する病床1床あたり9,000千円 2 改修 従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ばない内部改修を行う場合等 整備する病床1床あたり4,616千円 3 改装 既存の病院等(病棟)の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装による整備を行う場合 整備する病床1床あたり200千円 【医療機器整備】 統廃合等に伴い、病床機能の転換が生じる場合 (1)回復期病床への転換 1医療機関あたり 10,800千円 ※回復期リハビリテーションの実施に必要な医療機器及び器具 (2)高度急性期病床への転換 1医療機関あたり 22,000千円 ※高度急性期病床の整備に常時備えておくことが必要な器具、及び高度専門医療の提供に必要な医療機器 【その他留意事項】 ・上記の規定にかかわらず、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金等国の補助対象事業となる救命救急センター、小児・周産期医療施設等の施設・設備、医療機器の整備事業は、補助対象から除く	事業変更計画書(様式3-1) 同整備費内訳(様式3-2) 変更補助金所要額調(様式4)	事業実績報告書(様式5-1) 同整備費内訳(様式5-2) 補助金精算額調(様式6) 補助事業完成後の建物及び設置後の医療機器等の写真 補助事業完成後の建物の平面図 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し(確認検査の申請を必要としない場合は除く) 工事請負費を支払ったことを証する書類 医療機器等の納品書・領収書の写し(病床機能の集約化の場合は除く) 病床機能を転換した又はすることを証する書類 ※補助事業実績報告書 別記省略
---	--	--	--------------------------	---	--	--

病床規模適正化整備支援事業	事業計画書(様式1-1) 同整備費内訳(様式1-2) 補助金所要額調(様式2) 建物の処分を行う場合は、解体工事費又は売却額の明細が明らかとなる資料(工事設計書、工事内訳書、施工箇所を明示した平面図と当該箇所の写真、売却に係る査定書の写しなど) 医療機器の処分を行う場合は、廃棄処分費又は売却額の明細が明らかとなる資料 (設備の設置箇所を明示した建物平面図と当該箇所の写真、廃棄処分に係る見積書の写し、売却に係る査定書の写し等) 地域医療構想調整会議の協議結果等 地域における合意を証する書類 ※補助金交付申請書 別記省略		削減する病床数の変更を伴わないもの	【建物や不要となる医療機器の処分】 削減する病床1床あたり893千円	事業変更計画書(様式3-1) 同整備費内訳(様式3-2) 変更補助金所要額調(様式4)	事業実績報告書(様式5-1) 同整備費内訳(様式5-2) 補助金精算額調(様式6) 施設の処分を行った場合は、解体工事の完了を証する書面及び解体工事状況がわかる写真等 設備の処分を行った場合は、廃棄処分に係る産業廃棄物管理票の写し及び廃棄処分の状況がわかる写真等 施設又は設備の処分に係る特別損失の額を証する資料(財務諸表の写し等) 病床の廃止を証する書類 ※補助事業実績報告書 別記省略
---------------	---	--	-------------------	---------------------------------------	---	---

別記 3

回復期病床への転換に資する事業	
1 転換前の病床	2 転換後（回復期）病床
（１）急性期病床 急性期（補助金を受けようとする前年度の病床機能報告で、医療機能を「急性期」で報告した病床に限る。）の最大使用病床であって、基本診療料の施設基準等に定める急性期一般入院基本料又は地域一般入院基本料に係る施設基準に適合しているものとして保健医療機関が地方厚生局等に届け出ているもの。 （２）慢性期病床 慢性期（補助金を受けようとする前年度の病床機能報告で医療機能を「慢性期」で報告した病床に限る。）の最大使用病床であること。 また、医療法第 7 条第 2 項 4 号に規定する療養病床にあつては、医療療養病床（医療保険財源）であるもの。 なお、上記（１）及び（２）にかかわらず診療報酬上の施設基準「地域包括ケア病床(病棟)」の届出をしている病床（病棟）の建物整備については、当該補助制度上においては、補助対象外とする。	次に掲げる要件にすべてを満たすもの ① 1 人当たりの居室面積が 6.4 m²以上 ② 病棟の廊下幅が、 ・片側のみ居室が有る場合 1.8m 以上 ・両側に居室が有る場合 2.7m 以上 （ただし、①②に掲げる要件については、診療報酬上の地域包括ケア入院医療管理料 1、及び回復期リハビリテーション病棟入院管理料 1 及び 2 の施設基準を取得することで足りるものとする。）
高度急性期病床への転換に資する事業	
1 転換前の病床	2 転換後（高度急性期）病床
急性期病床 急性期（補助金を受けようとする前年度の病床機能報告で、医療機能を「急性期」で報告した病床に限る。）の最大使用病床であって、基本診療料の施設基準等に定める急性期一般入院基本料又は地域一般入院基本料に係る施設基準に適合しているものとして保健医療機関が地方厚生局等に届け出ているもの。	集中治療室等を整備するもので上記「回復期病床への転換に資する事業」欄の①要件を満たすもの （ただし、①に掲げる要件については、診療報酬上の救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院管理料の施設基準を取得することで足りるものとする。）